

大阪市介護保険条例施行規則(抜粋)

(介護認定審査会)

第2条 大阪市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、1,194人とする。

第3条 認定審査会に置かれる介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第9条第1項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、216とする。

第4条 合議体を構成する委員の定数は、4人又は5人のいずれかで合議体ごとに別に定める。

第5条 合議体は、当該合議体の長が招集する。

2 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ当該合議体の長の指名する委員がその職務を代理する。

第6条 認定審査会の庶務は、福祉局において処理する。

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、認定審査会について必要な事項は、認定審査会の会長が定める。